

〔別紙〕
様式1

事業報告書

(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 あけび会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市焼山中央二丁目5番7号クリニックモール リフレ2F

(3) 設立認可年月日 平成23年2月15日

(4) 設立登記年月日 平成23年3月9日

(5) 役員に関する事項

	氏 名	備 考
理 事 長	木岡 寛雅	木岡産婦人科・きおか皮ふ科クリニック管理者
理 事		
〃		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	木岡産婦人科・きおか 皮ふ科クリニック	広島県呉市焼山中央二丁目 5番7号クリニックモール リフレ2F	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
 令和3年10月22日 令和2年度決算の決定
 令和4年8月31日 令和4年度予算の決定

様式2

法人名 医療法人 あけび会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市焼山中央二丁目5番7号クリニックモール リフレ2F

財 産 目 録

(令和 4 年 8 月 31 日 現在)

1. 資 産 額	95,654	千円
2. 負 債 額	12,992	千円
3. 純 資 産 額	82,662	千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	63,375
B 固 定 資 産	32,279
C 資 産 合 計 (A+B)	95,654
D 負 債 合 計	12,992
E 純 資 産 (C-D)	82,662

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 あけび会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市焼山中央二丁目5番7号クリニックモール リフレ2F

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 8 月 31 日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	63,375	I 流 動 負 債	3,591
II 固 定 資 産	32,279	II 固 定 負 債	9,401
1 有形固定資産	9,049	負 債 合 計	12,992
2 無形固定資産	98	純資産の部	
3 その他の資産	23,132	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	54,162
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	28,500
		純資産合計	82,662
資 産 合 計	95,654	負債・純資産合計	95,654

様式4-2

法人名 医療法人 あけび会

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市焼山中央二丁目5番7号クリニックモール リフレ2F

損 益 計 算 書

(自 平 成 3 年 9 月 1 日 至 令 和 4 年 8 月 31 日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
業務事業損益	
1 事業収益	97,270
2 事業費用	90,937
業務事業利益	6,333
II 事業外収益	464
III 事業外費用	0
経 常 利 益	6,797
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	6,797
法 人 税 等	1,098
当 期 純 利 益	5,699

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 あけび会
理事長 木岡 寛雅 殿

私は、医療法人 あけび会の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年10月20日

医療法人 あけび会
監事